

入学に必要な費用の一部を援助します

新 入 学 準 備 金

西東京市教育委員会 教育部学務課

令和8年4月に小・中学校の新1年生になるお子様の保護者の方で、経済的理由により就学困難と認められるご家庭に、入学前にランドセル・通学用かばん・学生服などの購入相当額（定額）を支給する制度があります。受給には、収入等による審査があります。

支 給 額 ・ 支 給 時 期 （ 予 定 ）

■ 小学校 新1年生 57,060円

■ 中学校 新1年生 63,000円

※国が定めた基準額（定額）の支給。

審査結果通知（申請者全員） 令和8年2月中旬

支給時期（認定者のみ） 令和8年2月末

申 請 受 付 （ 郵 送 不 可 ）

■ 令和7年11月1日（土）～

令和8年1月16日（金）

右のURL もしくは
市ホームページから申請してください。

※インターネットでの申請ができない場合は、
学務課窓口で受け付けます。

（土・日・祝を除く午前8時30分から午後5時まで）



申 請 が 必 要 な 方

令和8年4月に小学校へ入学予定のお子様	→	「 <u>新入学準備金</u> 」の申請が必要です。
「 <u>就学奨励費</u> 」に認定されている小学校6年生		
「 <u>就学援助費</u> 」を申請していない国公立小学校（特別支援学校を除く）の6年生	→	「 <u>新入学準備金</u> 」の申請が必要です。 ※「就学援助費」の申請ができます。「就学援助費」を申請し認定になると、 <u>新入学準備金のほかに校外活動費なども支給されます。</u> 詳細はお問い合わせください。
「 <u>就学援助費</u> （準要保護）」に認定されている小学校6年生	→	申請不要です。令和8年2月末に支給します。

※ 新入学準備金の申請ができない方 ※

- ・生活保護を受給中の方（福祉事務所から同様の費用の支給があるため）
- ・令和7年12月31日時点で西東京市に住民登録がない方
- ・私立小学校の6年生

審 査 で 認 定 に な る 方

以下のいずれかに当てはまる方

- 令和7年4月以降に生活保護が廃止または停止になった方（※¹）
- 児童扶養手当を受給している方
- ご家族全員の市民税が非課税の方
- 火災、水害等により就学が困難になった方 または 大規模災害等で被災し、避難している方
- 失業、退職、休職等により、家計が急変し、就学が困難と認められる方
- 令和6年1月～12月のご家族全員の収入額の合計が、教育長の定めた認定基準（※²）を下回る方

（※¹）前年度と比べ経済状況が著しく好転している場合は、収入での審査を行います。
（※²）認定となる家族構成別収入額の目安の例は以下のとおりです。
認定となる収入額は、年齢や収入額等により異なります。表はモデルケースです。

人数	家族構成 （あくまで一例）	家族全員の収入額の合計	
		持家	借家
2人	親(20～40歳)、子(新小1)	約292万円以下	約391万6千円以下
3人	親(20～40歳)、親(20～40歳)、子(新小1)	約322万1千円以下	約429万9千円以下
4人 ①	親(20～40歳)、親(20～40歳)、子(新小1)、子(小3)	約387万2千円以下	約501万9千円以下
4人 ②	親(41～59歳)、親(41～59歳)、子(新中1)、子(中2)	約425万1千円以下	約539万8千円以下
5人	親(20～40歳)、親(20～40歳)、子(新小1)、子(新中1)、子(中2)	約463万円以下	約584万2千円以下

認定基準…平成30年4月1日現在の生活保護基準額表から算出した需要額の1.5倍未満。

申請に必要な書類

① 口座が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）

② 以下のうち該当する添付書類 ※②は兄弟姉妹が「令和7年度就学援助費」に認定されている場合は省略可

（1）区分ア・イのいずれかに当てはまる方

区分	該当項目	申請時に添付する書類
ア	児童扶養手当を受けている方	児童扶養手当証書（令和6年度または令和7年度）（黄緑色）おもて面
イ	令和7年4月1日以降に生活保護が廃止または停止になった方	福祉事務所が発行する生活保護廃止（停止）証明書

（2）（1）の区分に当てはまらない方

18歳以上のご家族（学生を除く）について、該当する書類を“全て”ご用意の上お手続きください。

該当項目	申請時に添付する書類
年金収入がある方	「年金振込通知書」等の受給者氏名・金額が確認できる書類 または 通帳の写し
失業、退職、休職等により、家計が急変した方 ((1)~(3)の、いずれかひとつ)	(1)令和6年1月以降に退職し、申請日現在失業中で雇用保険を受給している方 ⇒「雇用保険受給資格者証」「退職証明書」等の氏名、退職年月日が証明できる書類 (2)令和6年1月以降に退職し、申請日現在失業中で雇用保険を受給していない方 ⇒会社や団体等が発行した退職証明書等の、氏名や退職年月日が証明できる書類 (3)令和7年1月以降、家計が急変した方 ⇒直近3か月分の、家計が急変したことが分かる書類 (例：給与明細書、売上と経費が確認できる書類など)
生命保険・配当・仕送り・親戚知人からの援助等がある方	令和6年1月～12月中に得た全ての金額が確認できる書類 (例：振込通知書、通帳の写しなど)
令和6年1月2日以降に転入した方	転入前の自治体から支給された令和6年1月～12月の児童手当等の金額が確認できる書類 または 通帳の写し
令和7年1月2日以降に転入した方 ((1)~(3)の、いずれかひとつ)	(1) 令和7年1月1日に住民登録のあった自治体で発行される「令和7年度(令和6年分)課税(非課税)証明書」 (2) 「令和6年分源泉徴収票」 (3) 令和6年分の所得税の確定申告書(控)など、令和6年1月～12月の収入が確認できる書類
賃貸住宅にお住まいの方	(1) 都営住宅にお住まいの方 ⇒「令和6年度収入認定通知書兼使用料決定通知書」または「令和6年12月分 住宅使用料等領収書」等 ※書類がない場合は、東京都住宅供給公社窓口センターで証明書の発行を受けてください。 (2) その他の賃貸住宅にお住まいの方 ⇒「賃貸借契約書」 ※ 令和6年12月分 の家賃額（共益費等を除く）建物名・氏名が確認できる書類 (3) 令和6年12月以降に転入または転居した方 ⇒「賃貸借契約書」 ※ 申請日現在 の家賃額（共益費等を除く）・建物名・氏名が確認できる書類

※学務課窓口で申請する場合、提出する書類は審査結果にかかわらず返却できませんので、あらかじめコピーしてお持ちください。

※住民票上は別世帯であっても、単身赴任中の保護者や、申請者と同居している方は審査の対象になります。

「世帯員入力」欄に漏れなくご入力ください。（例）海外赴任中の父母、同居している祖父母等

※以下の場合、申請前に下記担当へご連絡ください。申請に必要な書類等について、ご案内します。

(1) 別居の配偶者がおり、金銭援助を受けていない場合

(2) 同居している親族等と生計を別にしてしていると認められる場合（光熱費等が別契約、住民票の住所と実態が異なる等）
原則、同居している方は審査の対象です。

<お問い合わせ>

西東京市教育委員会
教育部 学務課 学務係(田無第二庁舎3階)
電話：042-420-2824 (直通)
メール：gakumu@city.nishitokyo.lg.jp

<西東京市ホームページ>

「就学援助費(新入学準備金)の入学前支給」

